

衆議院 第二百八回国会 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

令和四年三月七日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 阿部 知子君

理事 秋葉 賢也君 理事 國場幸之助君

理事 鈴木 隼人君 理事 堀井 学君

理事 石川 香織君 理事 大島 敦君

理事 杉本 和巳君 理事 稲津 久君

理事 東 国幹君 理事 井野 俊郎君

理事 伊東 良孝君 理事 小淵 優子君

理事 尾身 朝子君 理事 島尻安伊子君

理事 高木 宏壽君 理事 武井 俊輔君

理事 宮崎 政久君 理事 山口 晋君

理事 新垣 邦男君 理事 山岸 一生君

理事 吉田 豊史君 理事 金城 泰邦君

理事 長友 慎治君 理事 赤嶺 政賢君

外務大臣 林 芳正君

(沖繩及び北方対策担当) 西銘恒三郎君

厚生労働大臣政務官 島村 大君

政府参考人 青柳 肇君

(内閣官房内閣審議官) 原 宏彰君

政府参考人 (内閣府政策統括官) 水野 敦君

政府参考人 (内閣府沖繩振興局長) 黒田 昌義君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 金井 正彰君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 田中佐智子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官) 本多 則惠君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 杉本和巳君

政府参考人 (日本維新の会の杉本和巳です)

政府参考人 (農林水産省農産局農産政策部長) 松本 平君  
政府参考人 (防衛省防衛政策局次長) 大和 太郎君  
衆議院調査局第一特別調査室長 菅野 亨君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官青柳肇さん、内閣府政策統括官原宏彰さん、内閣府沖繩振興局長水野敦さん、内閣府地方創生推進室次長黒田昌義さん、外務省大臣官房参事官金井正彰さん、厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官田中佐智子さん、厚生労働省大臣官房審議官本多則惠さん、農林水産省農産局農産政策部長松本平さん、防衛省防衛政策局長大和太郎さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○阿部委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。杉本和巳さん。

○杉本委員 日本維新の会の杉本和巳です。

大臣お二方は、今、参議院の方の予算委員会集中審議があつて、その合間で我々は質疑をさせていただくということで、時間厳守を徹底したいと私自身も思っています。よろしくお願いいたします。

ロシアのウクライナ侵略が続き、緊張の度は欧州全体にわたり、また極東の我々のところにも響き渡ってきている感じではありますけれども、この沖繩北方委員会、一っだけ北方領土のことをお話ししておきたいんです。

山本一太元大臣が、私が質疑では是非現地を訪問して見ていただきたいというお話をさせていたいただいたら実行してくださった、私が記憶に残っている唯一の大臣でいらつしやいます。今この状況下で、行ける、行けないということで大変難しいと思います、私の提案としては、ちよつとつかぬ話になりますが、西銘大臣は、あるいは林大臣は、知床半島の羅臼岳に登られたことはございますでしょうか。上り五時間、下り四時間、九時間ぐらいかかります。最後は岩場で、結構怖いんです。ただ、頂上に登って、天候がよければ眼下に国後島が大きく見えます。

そんな意味で、根室に行つていただくことも大事なんですけれども、是非、機会があれば羅臼岳に登つていただいで、国後島がいかに近くにあり、しかし、我々の固有の領土なんだけれども、今は行くことすらおもんばからなければならぬ状況下にあるということでございますので、是非、機会を見て、お体の健康もあると思っておりますけれども、羅臼岳にアタックしていただきたいというふうにお願ひしておきます。

さて、最初に外務大臣に関連する質問をして、その後、もう大臣、多分連絡とか、いろいろあれば離席いただいて結構でございますので、御答弁が終わられたらそのようにお願ひしたいと思います。

先般、自衛官、自衛隊員の捕虜の問題について一度質問して、更なる質問ということになるわけでありませうけれども。

まず、お伺いしなきゃいけないと思つておられるのが、いわゆる平和安全法制と言われていたかと思ひますが、重要影響事態だとか存立危機事態だとか武力攻撃事態、こういう言葉が我々の認識の中にあります。その区分けのところというのは実はかなり難しいというふうに思ひまして、実際は継ぎ目なくその事態が動いていってしまうというのが現実かなというふうに思つておられますけれども、これは、政府参考人から御答弁を伺つて、それで御認識がいかどうか、外務大臣に確認をしたいと思ひますけれども、そもそもこの事態の区分け、認定、判断、こういうものは一体どこで誰がどう行ふのかということを確認しておきたいなというふうに思つておられます。

そんな意味で、多分閣議決定というふうにも伺つておられますけれども、そのことを国会の場で確認させていただきたいと思ひます。

政府参考人、お願ひできればと思ひます。

○青柳政府参考人 お尋ねについては、重要影響事態、存立危機事態、武力攻撃事態、このことかなと考へておりますので、それについてお答えいたしたいと思ひます。

まず、ある事態が重要影響事態であると判断され、重要影響事態安全確保法に基づき特定の対応措置を実施する必要があると認められる場合には、同法第四条等に基づき、発生した事態が我が国の平和及び安全に与える影響等が明記された基本計画を国家安全保障会議の審議を経て閣議決定することとされております。さらに、その後、基本計画の内容を遅滞なく国会に報告することとも

自衛隊の部隊等による後方支援活動等の対応

にまで行き渡っていない。

こうした労働者にまでしっかりと適正な賃金が支払われるようにする必要があると思いますが、いかがですか。

○西銘国務大臣 お答えいたします。労働単価は毎年適時適切に見直しが行われているものと承知しております。

また、政府としては、令和四年度より、総合評価落札方式において賃上げを実施する企業に対する加算措置を実施することとしており、沖繩総合事務局においてもこれに沿った発注が行われることになると考えております。

委員御指摘のように、元請から下請等々への問題だと思いますが、私の所管ではないんですけれども、岸田内閣の下で、好循環を求める流れの中では、下請Gメン等々でこの辺の元請から下請への発注の問題もチェックをしていくもので、賃金の上昇につながればというふうに見ております。

○赤嶺委員 今ある制度の枠組みで、きちんと守れば、そういう労働単価が下の労働者にまで行き渡れば、賃上げ、所得向上につながるわけですよ。行き渡っていないわけですよ。いやいやいや、制度どおり設計してはいますよと言っても行き渡っていない。ここを、これは内閣府の所管ではありませんということをやわずに関心を持って、沖繩の建設労働者の改善、それだけでも相当な所得向上につながると思いますので、是非そこは取り組んでいただきたいと思っております。

次に、私は沖繩鉄軌道の問題について伺いたいと思っております。

沖繩県が二〇一九年に行った調査では、既にBバイCが一を超えるという結果も出ています。有識者からも一定の評価がされています。具体的な費用対効果や採算性の計算は、事業者の選定や費用負担の在り方など次の検討に進まなければできないと思っております。そもそも、鉄軌道事業の許可基準には、費用対効果は含まれていません。

昨年の当委員会、河野前大臣は、技術が変わればBバイCも事業採算性も改善するのではない

かとした上で、渋滞のデメリットと比較して、鉄軌道を導入した結果、気候変動対策にもなり、定時性も担保され、コストも下がるのならば積極的にやるべきだと前向きな答弁をされています。

この答弁を踏まえたならば、今後、制度設計に向けた具体的な検討、調査にとどまらないで次のステージに移る具体的な検討に入るべき段階に来ていると思っておりますが、いかがですか。

○西銘国務大臣 沖繩における鉄軌道等の導入につきましても、これまで調査において、事業効率性を評価するBバイCが一を下回っているほか、開業後四十年間の累積損益が黒字転換しておらず、事業の採算性が確保されていないなどの課題が明らかになっております。直ちに事業化を決定する段階にはないと考えておりますが、他方、沖繩本島北部で世界自然遺産に登録されたほか、北

部のテーマパークの開業も予定されるなど、需要の増加につながる動きが見られること等も踏まえますと、鉄軌道のBバイCへの影響などについては引き続き調査をする必要があると考えております。

昨年八月に内閣府が公表した新たな沖繩振興策の検討の基本方向について示していること、バス専用レーンの活用など既存の公共交通との関係や、町づくりとの連携等においても留意する必要があると考えており、こうした点も含めて調査を行いながら、鉄軌道等の整備の在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

その上で、沖繩に生まれて育っている県民の生活感情からしますと、渋滞等を体感すると、鉄軌道の必要性という意味では赤嶺委員と認識は共有するものと考えております。引き続き鉄軌道の整備の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 まあ、私と気持ちには共有しているという。私は、更にその上に、調査、調査、BバイC、BバイCと言わずに、次の段階に進むべきだ。国土交通省の事業採択にだって、BバイCは

条件にしない。何よりも、気候変動の問題、二酸化炭素の削減といった場合に、今の沖繩で一番効果が出るのはやはり車社会を改善することですよ。そのためには鉄軌道の導入以外にないわけですよ。

○阿部委員長 この際、暫時休憩いたします。午後一時五十六分休憩

午後二時四十四分開議  
○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大島敦さん。

○大島委員 冒頭、鉄軌道について何点か触れさせていただきます。

沖繩における鉄軌道の整備、導入についての現実的な検討の必要性ということで、令和三年六月の当委員会において、我が党の委員が、沖繩では、唯一、鉄軌道がないと訴え、内閣府が年間約一億円の予算をかけて十年間調査をずっとこだわってきたBバイC、すなわち費用対効果が、実は鉄道事業法第五条に基づき許可基準には含まれていないということを指摘して、沖繩における鉄軌道の導入を求めました。

それに対して、当時の河野沖繩北方担当大臣は、そもそも移動コストがそれだけ高かったら、なぜ鉄軌道のBバイCがそんなに低いのか、なぜ移動コストが高いならば、BバイCの数字がもっとよくなければいけないと述べるとともに、いろいろな計算の仕方、あるいは、技術が変われば、BバイCも累積赤字も変わると思う、もう少し現実的に、どういうことをやったら移動コストが安く、しかも定時性が担保されるというよ

うな乗り物が導入できるのか、これはやはり真剣に考えないといかぬと思っております。鉄軌道の導入について、これは積極的にやるべきなんだろうと思っております。政府において、これらの大臣答弁を踏まえて、政府においては、鉄軌道の整備、導入について、技術の進歩等を考慮して、もう少し現実的な対応を行うべきと考えています。

続きまして、現行法にこの鉄軌道整備を盛り込んだ経緯について説明をさせていただきます。

そもそも、現行の沖繩振興特別措置法九十一条二項、交通の確保の項目に鉄軌道整備の文言を盛り込んだのは、十年前の改正案の審議の際、当時の野党会派が提示をした十八項目の修正案の中に、新たな公共交通機関についての調査検討の規定に鉄軌道の整備を明記するとの案があり、それを、川口順子先生、そして私が共同座長を務めた与野党のPTにおける修正協議において、修正案上、条文修正すると合意したのに基づいております。

しかし、これまでの内閣府の調査検討を見る限り、この十年間において鉄道の整備に関しては進展していないことから、当時の修正案に盛り込まれた各会派の思いも顧みられていないと思われま

す。

十年前の与野党修正協議の共同座長であり、また今回は野党側の筆頭理事を仰せつかっている私としては、これらの全ての思いを胸に、沖繩県民の夢である鉄軌道の整備を一步でも前に進めるため、沖繩県の要望を十分に酌み取って、現行法を修正する必要があると考えています。

当時の修正協議の中で、原文は、国及び地方公共団体は、沖繩における新たな公共交通機関について調査及び検討を行うよう努めるものとするとしてありまして、これに対して、「国及び地方公共団体は、沖繩における新たな公共交通機関は、鉄道、軌道その他」ということをつけ加えまして、「公共交通機関に関し」、「その在り方」を「その整備の在り方」に

修正をして、「についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。」としたものですから、今回、できれば、修正をもしもするのであれば修正案として出してほしかったんですけども、私が考えるに、九十一条二項については、国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に關する技術の進歩の状況について、公共交通機関に關連する技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、国及び地方公共団体は、相互に連携し、及び協働するよう努めなければならぬ、こういうふうな修正案を出していただくと完璧だったのかなと思います。

この修正案については、与党側に提出をされておりますので、政府内でも検討していただければと思います。こういうことであつたらいいかなと思つものですか、大臣におかれましては、部局の方には是非検討するようということの後で伝えてください。

じゃ、次に行きます。  
鉄軌道について沖縄の赤嶺政賢先生、新垣先生のお話を聞くと、ひしひしと当時のことが思い出されまして、やはり名護ぐらゐまでは鉄軌道があつて定時性、安定的に人が運べるというのがあるべきだと思ひますし、沖縄の置かれていた状況を考えれば、鉄軌道がしつかりあることが沖縄の発展につながると思ふものだから、その点、是非よろしくお願ひします。

じゃ、続きまして、質問通告とおり進めたいと思ひます。  
まず、沖縄科学技術大学院大学の教育研究の評価について。

平成二十三年十一月に施行された沖縄科学技術大学院大学学術法では、第一条において、OISTの設置目的について、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もつて沖縄県の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することと定めており

ます。

OISTはその実現に向けて教育研究を推進していると思ひますが、平成二十四年九月の開学以来、政府はOISTが教育研究に關してどのような国際的評価を受けていると認識しているのか、大臣の御答弁をお願いいたします。

○西銘國務大臣 お答えいたします。  
OISTは、若い大学ながらも、特に研究面において高い成果を上げております。例えば、安定で低コストの太陽電池新素材の研究や海洋生物のゲノム解読の研究について、重要な科学論文誌に掲載されるなどしております。

OIST全体としましては、学校の規模を補正されたネイチャーインデックス二〇一九における世界の研究機関ランキングで、質の高い論文の輩出率に關して世界九位、日本一位にランキングするなど、国際的な高い評価を得ていると認識しております。

○大島委員 西銘大臣、OISTについては、私は有馬朗人先生をずっと存じ上げていまして、この間お亡くなりになってしまつたんですけれども、設立のときはノーベル賞を受賞された方がOISTの理事になって、その方たちの研究者人脈を通じて世界中からいい研究者が集まつて、私も担当している副大臣のときに、学術法を設置するに際して事務局長の方から、世界中からいい人を招聘したいので、よく事務次官縛りというのがあるじゃないですか、各国立大学の学長の給与は事務次官を超えてはいけないという縛りがあつたので、それを外してもいいですかと言われたものですから、いいですよと言つた経緯があります。

ですから、今OISTの学長になられていて方はマックス・プランク研究所の所長だとしておられます、私もドイツ駐在だつたものですから、マックス・プランクという、ドイツでいえば理化学研究所、世界でも有数の研究所の所長を務めた方が今OISTに来て、それで多分いい研究がずっと続いているかと思ひます。

私としては、OISTがすぐに沖縄の振興につ

ながるかというところ、すぐにはなかなかつながらないところがあつて、やはり基礎研究ですから、基礎研究をすることによつて論文の引用数が世界中でも人数の割には物すごく高くて評価されているんです。

ですから、十年間でこゝまで、内閣府の皆さんの御尽力もあつてOISTが育つてきたと思ひます。沖縄に世界で有数の研究所があり続けることが、沖縄のステータスを上げることにつながると思ふんです。

ですから、沖縄振興予算なり沖縄振興法の枠組みの中からもしれないんですけれども、OISTがあることによつて、今後、次の節目でも更に花開いていけば、世界中からいい研究者が集まつてきて、西銘大臣のお父さんが一番最初に世界のウチナンチュ会議をやられたというお話を聞いていますので、そつとすると、十年たつたので、育つた研究者の方にもう一度OISTに来てもらうとか、節目節目でOISTを世界にアピールして、沖縄ということをやアピールしていただくことが、ひいては沖縄の振興に資するものと思ふので、その点についてのお考えを聞かせてください。

○西銘國務大臣 大島委員御指摘のように、有馬先生や、私の記憶では尾身幸次先生、財務大臣をされたり沖縄担当大臣をされたたり科学技術担当大臣をされたたり、この両先生の活動がなければOISTはできないであらうというぐらい、すごいエネルギーを感じながら尾身先生と有馬先生の動きを見ておりました。

途中落選してしまつたものですから、一二年に復活することはできたのですが、このOISTの経緯は、ベスト・イン・ザ・ワールドという言葉がずっとこびりついておりました、私は、当時、尾身先生が言つておられた言葉を、ベスト・イン・ザ・ワールドの大学院大学が場所が沖縄にあるんだという認識ですつとありました。

確かに、ノーベル賞受賞の会長がおられたり、今のピーター・グルースさんもすごい人でありま

すし、基礎研究という分野でありますから、大島委員の御指摘のようにすぐに周辺でスタートアップ企業ができていくいかとも思ひますが、県民から使われていくものですか、その辺の議論等を聞いておりました、でも、基本的に、しつかり立派なものを、今八十一PIを百PIにして、将来三百PIまで持つていくという考えは、尾身先生、有馬先生の行動を見てきた者の一人としては、しつかり受け継いでいかないとはいけないなと思ひしております。

その意味では、OISTが沖縄にあるということ、そして、私は勝手に、そのことが沖縄県民が一番望んでいる平和な状態を維持するということにも資するのではないかなということを頭の中に入れてながら、OISTについてはしつかり取り組んでいかぬといけぬなと思ひしております。

大島委員の御指摘、賛同いたします。  
○大島委員 大臣、あがとうござります。  
なかなか、沖縄振興にすぐ資するかということ、若干資金ないところもあるかもしれないんですけども、やはり、世界が一番いい研究所が沖縄にあるということが、大臣がお触れになつたとおり沖縄の平和に貢献すると思ひますので、是非その点、よろしくお願ひします。

続きまして、国際交流拠点の形成ということ。  
首相官邸のホームページの沖縄の目指す姿という項目には、東アジアを中心に位置する地理的特性など、沖縄の優位性、潜在力に注目が集まつているとして、これらの優位性、潜在力を生かして沖縄が日本の経済成長の牽引役になることを目指すと書かれております。

他方、アジアとの關係については、これまでの施政方針演説等においても、ゲートウェイ、懸け橋などと位置づけられています。つまり、沖縄のアジアへの近さを最大限に生かすことが、我が国ひいてはアジア太平洋地域の発展に寄与するものではないかと考えております。

時間がありませんので、沖縄には、海外在住の県の出身の人たちが四十二万人いて、世界のウチナンチュ会議というのを何年に一回か開いております。そして、このような歴史的、地理的特性により培われた沖縄の発展の可能性は、諸外国・地域との交流と連携を深めながら共に発展していくという取組の中で特に発揮されるものと考えておりまして、内閣府の事業の中に青年交流事業というのがあります、同じ内閣府でも昭和三十四年から始まっている青年国際交流事業という事業がありまして、この事業では、日本青年と海外の青年との交流を通じて、日本青年のグローバルリーダーを育成するとともに、グローバルな人材ネットワーク形成を図っています。この事業から、我が国においても多数の国会議員や首長を輩出してはいるほか、海外でも閣僚などを輩出しており、ネットワークが広がっています。

沖縄でもこうしたネットワークを形成していくという視点が必要だと思っております。できれば大臣の時代に、沖縄大学院大学をモデルにしながら、一年、二年、沖縄を中心とする、中国でも台湾、アメリカ、ロシア、そして日本、そして東南アジアの、将来それぞれの国の中で中枢になる方が二十代、三十代に一年間か二年間一緒に研究することによって、十年、二十年かけて、沖縄を中心とする地域の平和に資する、理解してくれる方たちをつくる必要があると思っております。そのことがやはり我が国の安定にも沖縄の平和にもつながると思うんです。

私が、今から二十年ぐらい前かな、中国に行つて、竹下登先生が首相だったときの在京の大使の方にお会いしたことがあります。その方は、竹下登さんが中学校の先生のとときに共産党青年団の一員として来て、その人間関係をずっと維持して、竹下登先生が首相になったときに在京の大使になるわけですよ。本人から聞いたんですけれども、難しい問題は二人の人間関係で解決したというお話を聞いたことがあるものですから、そういう人間関係をつくるようなものを是非西銘大臣に先頭

を切つてお願いしたいなと思つて、最後の質問とさせていただきます。

○西銘国務大臣 大島委員のお話にありましたようなことが、つい先日、強い沖縄経済で四回目のヒアリングをしたときに、橋本先生から、東南アジアで今は政府とかそれぞれの公的な部署でいいポジションで仕事をされている人たちがたまたま沖縄に集まってきたらいいんだ、その方たちの話を聞いていても沖縄に対する愛着が非常に強いものですから、ある時期までは年に一回ぐらいの集まりがあったらいいんですが、今、途絶えているというお話もありました。

もう一点は、沖縄の国際センターで学んだ人たちがそれぞれの政府に帰って行ってそれぞれのポジションに就いているけれども、そこでも、沖縄の国際センターは自分たちの地域と違和感がないということ、非常に親しみをもち、このOBのネットワークも何とかした方がいいんじゃないかという御指摘等を受けたことがあります。そういう話を思い出しておりますが、大島委員御指摘の点は非常に重要な点だと考えておりますので、またしっかりと考えて取り組んでいきたいと思っております。

○大島委員 大臣、ありがとうございます。終わります。

○阿部委員長 次に、石川香織さん。

○石川(香)委員 立憲民主党の石川香織です。西銘大臣、大変お疲れさまでございます。今日もよろしくお願いいたします。私からは、まず最初に、沖縄県産のお酒を取り巻く課題と、それから酒税についてお伺いをさせていただきます。最初に、大臣にお伺いさせていただきます。一九七二年の沖縄の日本復帰のときから続いてきました沖縄県産のビールと泡盛に対する酒税の軽減措置でありますけれども、この軽減措置を段階的に引き下げながら、ビールを五年後、泡盛を十年後に廃止するという方向性が決定しました。これまで、沖縄県のお酒に関しては、県外

の商品との競争にさらされるという状況を緩和するためにこの軽減措置が取られてきたわけなんですけれども、五年間の時限措置として導入をされたというところになります。今回の改正案では、この軽減措置を段階的に削減をしいて、泡盛については十年後、ビールについては五年後に廃止ということになりました。

このことについてなんですが、まず泡盛ですね。泡盛製造業は、製造業が少ないと言われていた沖縄県においては貴重な地場産業である、特に離島の雇用を支えてきたという側面もあります。が、まず、この沖縄県産の酒税の軽減措置を五十年間続けてきた意義とか効果ということについてどのように分析をされているのか、大臣にお伺いをさせていただきます。

○西銘国務大臣 石川委員にお答えいたします。酒税の軽減措置は、沖縄の復帰による激変緩和措置として導入されたものであります。復帰から五十年を迎え、関係者のたゆまぬ努力によりまして、泡盛の出荷量はこの五十年間で二倍以上となっております。そして、今や、国を挙げて泡盛も含めた伝統的醸造酒についてユネスコ無形文化遺産への登録を目指す機運が醸成されるなど、一定の効果はあったものと認識をしております。

なお、令和二年度までの酒税の軽減措置の累計額は約四百七十六億円に達し、そのうち約三百六十六億円が酒類製造設備の近代化等への設備投資に反映されるなど、沖縄県の地場産業として地域経済に貢献してきたものと承知をしております。実際の肌感覚からいたしますと、復帰前は、私たちがどちらかというとウイスキーの方が多かったのですが、復帰後は、お店が全部泡盛に替わったというぐらい、泡盛は大幅改良されてきたのかなという認識をしております。

○石川(香)委員 ありがとうございます。地域の皆さんの努力もあって、泡盛が皆さんに親しまれるお酒になっていったというようなこと

もお伺いをしました。ユネスコの無形文化遺産の登録を目指すということで、このことも後でまたお伺いしたいなと思っておりますが、そういうプラスの面ももちろんあると思えますけれども、一方で、競争力がなくなつたのか、経営を改善していく努力の機会を逸してしまうのではないかと、こういった様々な指摘もあると思っております。

今回の税制改正は、沖縄県の酒造業にとつては大変大きな転機になることは間違いないと思っておりますが、段階的に進めていくことなんでしょうが、例えば、泡盛産業は小規模な酒造所が大半を占めているということもあって、出荷量に依りてグループを三つに分けて減税幅を小さくしていくという方向性も決まっています。この支援の在り方というのは本当に重要なかなと思っておりますが、この軽減税率が適用される最後の十年間ということになります。このように政府として支えていく必要があるのかということについてお伺いをさせていただきます。

○水野政府参考人 お答えいたします。まず、沖縄県の酒類製造業界自身が、今後の自立的發展に向けた施策として、まず一つ、ブランド力の強化への取組、それから、ブランドの県内外それから海外に向けて発信する取組、それから、地産地消、循環型社会への取組、それから、子供の貧困対策支援活動を始めたこと、これは業界の今後の取組ということを示されているところでございます。私も政府といたしまして、そういった形で事業者の収益力を強化し、雇用者の待遇改善、安定につなげていくことが大変重要であると考えてございます。

そこで、内閣府では、新たに沖縄域外競争力強化促進事業という事業を令和四年度から立ち上げる、これによりまして、沖縄の製造業等の域外競争力強化を図ることとしたところでございます。創意工夫に満ちた取組を行う事業者へ個別に支援する

もお伺いをしました。